（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

⑷　補償契約

イ　在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

（記載上の注意）

１　補償契約とは、会社法第430条の２第１項に規定する契約をいう。以下同じ。

２　会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。

３　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

（記載上の注意）

１　会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。

２　「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

①　補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補償した銀行持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

②　当該事業年度において、銀行持株会社が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

［加える。］